

沿岸広域振興局長告示第92号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成25年12月17日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310300140	すずらん	陸前高田市竹駒町字滝の里62番地2	平成25年12月31日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310300140	すずらん	陸前高田市竹駒町字滝の里62番地2	平成25年12月31日

3 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310300140	すずらん	陸前高田市竹駒町字滝の里62番地2	平成25年12月31日

4 就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310300140	すずらん	陸前高田市竹駒町字滝の里62番地2	平成25年12月31日